

平成 11 年 6 月 24 日
改定 2021 年 9 月 27 日
HL7 JP 規程 2 号

知的財産管理等規則

(目的)

第 1 条 この規則は定款第 10 条 4 項に基づき日本 HL7 協会会員が遵守すべき知的財産の管理規定を定める。

(所有権)

第 2 条 HL7 の情報内容は共有物とするが、標準規約仕様に関するドキュメント自体又はそれに関する著作物については HL7 本部の知的所有権に属するものとする。日本 HL7 協会独自の著作物、商標は日本 HL7 協会の知的所有権に属するものとする。

(日本 HL7 協会の権利と義務)

第 3 条 日本 HL7 協会は国際加盟協定に規定されているすべての条項を遵守することを前提に HL7 の『標準規約』(標準規約の一部を成す関係文書および参考資料を含む)を日本 HL7 協会が管轄している地域の内部において無償で使用することのできる譲渡不能かつ非独占的な権利を持つ。

さらに『商標』に関し、日本 HL7 協会が管轄している地域の内部において HL7 本部発布の規則を遵守したうえで無償で使用することのできる譲渡不能かつ非独占的な権利を持つ。

(日本 HL7 協会会員の権利と義務)

第 4 条 日本 HL7 協会会員は当該『知的財産管理等規則』を含むすべての規則、定款および国際加盟協定に規定されているすべての条項を遵守することを前提に『標準規約』(標準規約の一部を成す関係文書および参考資料を含む)を無償で使用することのできる譲渡不能かつ非独占的な使用权を持つ。

(使用にあたって)

第 5 条 『標準規約』を使用・引用する場合は該当ページの下部に”日本 HL7 協会、All rights reserved”、英文版の場合は ” Health Level Seven, All rights reserved” と明記・注釈を入れること。

(その他)

当該規則遵守徹底のため国際加盟協定(邦訳版)を添付する。

